

重要事項説明書

(特別養護老人ホームけしごの里 施設サービス)

施設サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第37条に基づいて、当事業所が利用される方に説明すべき事項は次のとおりです。

1 重要事項説明書の適用期間

1) 本重要事項説明書は、利用者が介護老人福祉施設入所利用同意書を当施設に提出した時から退所まで効力を有し、身元保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2) 利用者は、前述に定める事項の他、重要事項の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出を持って、繰り返し当施設を利用することが出来るものとする。

2 利用対象者

要介護3から5までの認定を受けている者。(※要介護1又は2の認定を受けている者であっても、やむを得ない事由により、特例入所の条件を満たす者も申し込み可。入所要件に関しては別紙、特例入所申込書参照。)

3 利用者からの契約の解除

利用者及び身元保証人双方が当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本重要事項説明書に基づく入所者利用を解除・終了することが出来ます。なお、この場合利用者及び身元保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

4 当施設からの解除

当施設は、利用者及び身元保証人に対し、次に掲げる場合には、本重要事項説明書に基づく入所利用を解除、終了することが出来ます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合。
- ③ 利用者及び身元保証人が、本重要事項説明書に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者が、当施設、当施設職員または他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為(特に他利用者に対し暴力・暴言があり他利用者の心身を著しく傷つける行為)を行った場合。
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させる事が出来ない場合。

※上記④の事由に該当し、退所勧告を受けた場合には速やかに施設側の指示に従ってください。

※所有物の引取について

原則として身元保証人（場合により身元保証人が指定する者）にお願いいたします。

当施設は、「身元保証人」に連絡のうえ、所有物を引き取っていただきます。

退所日より30日間は所有物をお預かりすることは可能ですが、預かり期限を超えた場合には「身元保証人」宛てにお送りいたします。また、引渡しにかかる費用については、身元保証人にご負担いただきます。受け取りを拒否される場合には状況により廃棄させていただくことがあります。

5 事業を経営する者

事業者の名称	社会福祉法人 正和会
事業者の所在地	岡山市東区中川町211番地3
法人の種類別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 太田 朝子

6 事業を実施する施設

施設の種類別	けしごの里		
施設の種類別	特別養護老人ホーム		
施設の所在地	岡山市東区中川町211番地3		
施設長名	竹内 浩		
介護保険指定番号	3370105649		
電話番号	086-944-1765	FAX番号	086-944-2226

7 実施する事業

事業の種類		岡山県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人福祉施設	平成15年11月1日	3370105649	50人
居宅	短期入所生活介護	平成15年11月1日	3370105649	4人

8 事業の目的と運営方針

事業の目的	この社会福祉法人は、福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とする。
運営方針	当施設は、施設サービス計画に基づき、要介護状態等にある入所者に対して、可能な限り家庭復帰を念頭において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入所者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的負担の軽減を目指す。

9 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地	3,472㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	3,933.83㎡
	利用定員	50人 短期入所4人

(2) 居室

居室の面積	部屋数	面積	1人あたり面積
1人部屋	50室	761.58㎡	15.23㎡

(3) 主な設備

主な設備	数	面積	主な設備	数	面積
共同生活室	6	829.31㎡	4F洗濯室	1	15.405㎡
準公共的空間 (セミパブリックゾーン)	2	70.964㎡	理容室	1	12.150㎡
公共的空間 (地域交流スペース)	1	407.800㎡	相談室	1	11.875㎡
浴室	2	95.79㎡	事務所	1	43.463㎡
便所	20	78.004㎡	ケアステーション	2	37.094㎡
医務室・看護師室	1	14.985㎡	宿直室	1	14.250㎡

※洗面台は各個室内に整備されている。

10 職員の体制

従業員の職種	員数	区 分				の常勤 人員 換算 後	定事 業者 の指 準	保 有 資 格
		常 勤		非常勤				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務			
施 設 長	1	1				1	1	施設長資格
介 護 支 援 専 門 員	1	1				1	1	介護支援専門員
生 活 相 談 員	1	1				1	1	社会福祉主事
機 能 訓 練 指 導 員	1	1				1	1	正看護師
介 護 職 員	24	24				24	18	介護福祉士他
看 護 職 員	3	3				3	3	正看護師他
医 師	1				1			医 師
栄 養 士	1	1				1	1	管理栄養士
事 務 員	1	1				1		
調 理 員								外部委託

※専従の介護支援専門員以外の介護支援専門員は、看護職員・介護職員を兼務する。

職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	業 務 内 容
施 設 長	8:30 ~ 17:30	施設職員の管理、業務の 実地状況の把握その他の 管理を一元的に行う
介 護 支 援 専 門 員	8:30 ~ 17:30	施設サービス計画の作成 等を行う
生 活 相 談 員	8:30 ~ 17:30	入居者またはその家族か らの相談に応じ、入所者 の自立支援を行う
機 能 訓 練 指 導 員	9:00 ~ 18:00	日常生活を営むのに必要 な機能を改善し、またはそ の減退を防止するための 訓練を行う
介 護 職 員	早出 6:30 ~ 15:30 日勤 9:00 ~ 18:00 遅出 11:30 ~ 20:30 準夜 15:00 ~ 24:00 深夜 24:00 ~ 9:00 夜間は、職員3名で介護にあたります。	入所者の有する能力に応 じ、自立した日常生活を 営むことができるよう配慮 し、入浴、排泄、食事等の 介護その他日常生活上の 援助を行う
看 護 職 員	早出 7:30 ~ 16:30 日勤 9:00 ~ 18:00	入所者の健康状態の把 握と、医師の指示に基づ き看護業務を行う
医 師	週1日以上	入所者に対して、健康管 理及び療養上の指導を行 う
管 理 栄 養 士	日勤 8:30 ~ 17:30	食事の献立作業、栄養計 算、入居者に対する栄養 指導、栄養ケアマネジメ ント等の栄養状態の管理を 行う

11 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	栄養士の立てる献立表により、栄養と入所者の身体状況に配慮した食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食堂で取っていただけるように配慮します。
	朝食 8:00 ~ 9:30
	(食事時間) 昼食 12:00 ~ 13:30
	夕食 18:00 ~ 19:30
排 泄	入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	一般浴、特殊入浴ともに日曜日を除く週2回以上行い、体調不良等にて入浴できない方には、清拭を行います。
離床・整容	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
シーツ交換	シーツ交換は週1回以上行います。
洗 濯	当施設では、洗濯を外部業者に委託しております。必要に応じて衣類の洗濯を行います。洗濯費はサービス費に含まれております。ただし、特殊な洗濯物については、別途負担をいただきます。
健康管理	嘱託医により、週1回以上診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力病院等に責任を持って引き継ぎます。(※状況により、協力病院でない医療機関に引き継ぐ場合がございます。)薬の管理は、看護師が行います。
	入所者が外部の医療機関に通院する場合は、緊急の場合等、特別な場合を除いて、原則として月1回まで付き添いをさせていただきます。それを超える場合には御家族に付き添いをお願いいたします。
	協力病院名：岡山西大寺病院 〒704-8194 岡山県岡山市東区金岡東町1丁目1-70 TEL:086-943-2211 診療科：総合診療科、内科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、歯科、循環器科、皮膚科、呼吸器科、外科、リウマチ内科、乳腺科、形成外科、スポーツ整形、神経内科、眼科、泌尿器科、腎・糖内科
	当施設の嘱託医：小林 敬子（内科） 診察日時：毎週水曜日
	協力歯科名：医療法人 津谷歯科医院 〒703-8261 岡山県岡山市中区海吉1807-14 TEL:086-276-4911
	協力歯科名：林病院歯科 〒704-8191 岡山県岡山市東区西大寺中野498-1 TEL:086-944-1381

相談及び援助	当施設は、入所者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。
	相談窓口(生活相談員)：鳥越 弘暉
社会生活上の便宜	行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及びそのご家族の状況によっては、代わりに行います。
入退所時の送迎	入所者及びその家族で来所が困難な方は、当施設の送迎車で入退所の送迎を行います。
金銭管理	<p>①小口現金の管理 医療費や個人的な買い物・行事での支出等の為に、希望される利用者様より小口現金を預かり、管理させていただきます。</p> <p>②通帳・印鑑管理サービス 御本人・御家族の方が希望される場合に限り、通帳・印鑑管理サービスを行います。</p> <p>～詳細内容～</p> <p>i)通帳・印鑑の管理方法 通帳・印鑑の管理を行い、本人様と複数の職員により、確認の上で、通帳からの出し入れを行います。</p> <p>ii)お預かりすることが出来るもの 施設指定の預金通帳と通帳印</p> <p>iii)保管場所 通帳は事務所金庫・キャビネット内 印鑑は施設長管理</p> <p>iv)保管管理者 施設長が責任を持って管理いたします。</p>

(2) 上記介護保険サービスの自己負担額

1) 介護給付サービスによる料金

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費 (一日につき)	652 単位	720 単位	793 単位	862 単位	929 単位

※上記に、下記①～⑦までが加算されます。

① 日常生活継続支援加算(Ⅱ)(46単位/日):

重度の要介護者や高度認知症の方が多くを占める施設において、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置することにより、できる限り個人の日常生活の継続することができるよう支援しています。

② 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ(33単位/日):

厚生労働省が定める基準の人数を上回る夜勤職員を配置しています。

- ③ 看護体制加算(Ⅰ)イ(6単位/日):
常勤看護師を1名以上配置しています。
- ④ 看護体制加算(Ⅱ)イ(13単位/日):
看護職員を3名以上配置しています。
看護職員との24時間連絡体制を確保しています。
- ⑤ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(合計単位数の8.3%):
介護職員の処遇改善の計画を策定しています。
- ⑥ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(合計単位数の2.7%):
経験・技能のある介護職員等の処遇改善の計画を策定しています。
- ⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加算(合計単位数の1.6%):
介護職員等の処遇改善の計画を策定しています。

2) その他介護給付サービス加算

加算の種類	加算の内容	単位
初期加算	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算。	30単位/日
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、安全対策を実施する体制が整備されている場合。 (入所時に1回)	20単位
入院・外泊時	利用者が入院及び外泊した場合、6日/月を限度として加算。ただし、月をまたぐ場合には最長12日を限度とする。(入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。)	246単位/日
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。 (1日につき3回を限度)	6単位/回
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して月2回以上口腔衛生等の管理を行い、介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行った場合。	90単位/月

※退所時等相談を行った場合は、下記の料金が加算されます。

加算の種類	加算の内容	日額単位
退所前訪問相談援助加算	利用者等に退所前の相談援助を居宅等に訪問して援助を行った場合。	460単位
退所後訪問相談援助加算	利用者等に退所後の相談援助を居宅等に訪問して援助を行った場合。	460単位
退所時相談援助加算	入所者及びその家族に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合。	400単位
退所前連携加算	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合。	500単位

※ おしめ代については、介護保険給付サービスの中に含まれます。

ただし、当施設指定のものに限ります

※1単位＝10.14円

(但し、利用者負担分は介護保険の適用により1割負担、2割負担又は3割負担になります。)

3) その他の介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

○利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)の御負担となります。

	通常月額 (30日計算)	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
			第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食事の提供に 要する費用	44,400円	1日 1,480円	1日 1360円	1日 650円	1日 390円	1日 300円

※個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

②居住費(滞在に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費))

○この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)を、御負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日当たり)の御負担となります。

1日当たり居住費

	通常月額 (30日計算)	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
			第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
居住(滞在)に 要する費用	96,000円	1日 3,200円	1日 1,310円	1日 1310円	1日 820円	1日 820円

※外泊、入院等で居室を空けておく場合、居室代はいただくこととなります。その際、負担限度額認定の第1～3段階の方は外泊時費用の適用期間内は負担限度額認定の適用が受けられますが、それ以降は厚生労働省の示す基準費用額2,006円を全額いただきます。

※第4段階以上の方は1日目より通常の居室代をいただきます。

※ 高額介護サービス費の制度

1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。(申請が必要です。)

区分	負担の上限額 (月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円 (世帯)
課税所得380万円(年収約770万)～課税所得690万円 (年収約1,160万)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万)未満	44,400円(世帯)
世帯全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額 の合計が80万円以下の方等	24,000円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方	15,000円(世帯)

(4) 介護保険給付以外のサービス(法定外給付サービス)

サービスの種類	内 容	
理美容 サービス	毎週3回(月・水・金)それぞれ異なる外部業者による理美容サービスを利用いただけます。(2日前までに予約が必要です。)	別紙参照
日常生活品・嗜好品の購入代行	衣類、スリッパ、等ご希望があれば日用品の購入代行をさせていただきます。	購入代金実費
クラブ活動	習字クラブ(無料、1回/月) 体操クラブ(無料、1回/月) 園芸クラブ(無料、1～2回/月) 図書クラブ(無料、1回/月) 生花クラブ(1回1,300円、1回/月)	左記
持込み電化製品	届け出により持ち込んでいただくことが可能です。 1)電化製品(TVや電気毛布等)は1日50円 2)3つ以上の持ち込みでも負担の上限は150円です。 ※ 冷蔵庫の持ち込みは、別にお申し込みが必要になります。	
通院・入院及び予防接種	当施設の医師による健康管理や栄養指導は、介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては、他の医療機関への入退院により対応し、医療保険適用により、別途自己負担をしていただきます。 インフルエンザ等の予防接種	実 費

12 利用料について

介護保険給付サービスによるあなたの自己負担分は

1ヶ月 約 _____ 円 程度です。

介護保険給付外サービスによるあなたの自己負担は

居住費 約 _____ 円 程度です。

食費 約 _____ 円

その他のサービス 約 _____ 円

その他 約 _____ 円 程度です。

※ 利用料金として必要な額は、

1ヶ月 約 _____ 円となります。

利用料金のお支払い方法

利用料金のお支払い方法は、下記の方法から、選択することができます。

- ※ 1 当施設の窓口にて直接現金でお支払いする。
- 2 ご指定の口座より引き落とし。(口座振替手数料110円)

ご利用料金のお支払い時期

1の場合のお支払い時期: 当月ご利用いただいた料金は、末日締めとし、翌月10日までに請求書を窓口にて用意、又は送付させていただきますので、請求書が届いた月の月末までにお支払い下さい。

2の場合のお支払い時期: 当月ご利用いただいた料金は、末日締めとし、翌月10日までに請求書を窓口にて用意、又は送付させていただきます。請求書が届いた月の27日が振替日となりますので、26日までに、通帳の残金を御確認ください。

※20日以降にお申し込みいただいた場合には当月の料金は振り替えられませんので窓口にてお支払いお願いいたします。

13 記録

- 1) 当施設は、利用者の介護福祉施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2) 当施設は、利用者が前述の記録の閲覧、謄写を求めた場合には原則として、これに応じます。但し、身元保証人、その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

14 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合は、施設長が判断し、利用者又は身元保証人に説明し、同意を得た上で身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

15 秘密の保持

1) 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元保証人もしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元保証人から予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なおこの場合、利用者個別を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

16 緊急時の対応

- 1) 施設は、利用者に対し、当施設における施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 2) 前項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

17 非常災害時の対応

災害時の対応	別途定める「特別養護老人ホームけしごの里防災計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	日立養力センターと協力体制を取り、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「特別養護老人ホームけしごの里防災計画」にのっとり年2回以上の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。

防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	非常階段	2ヶ所	誘導灯	31ヶ所
	自動火災報知器	あり	非常通知装置	あり
	屋内消火栓	あり	自家発電器	あり
	漏電火災報知器	あり		
	カーテン等は、防災加工を施したものを使用しています。			
防火計画等	消防署への提出日		平成27年2月2日	
	防火管理者：田中 義幸			

18 事故発生の防止、事故発生時の対応

当施設は、事故発生の防止及び発生時対応の指針に則って、1回/月、事故対策防止委員会を行い、事故内容の把握や防止策について検討し、2回/年、全職員に対して研修を行います。万が一、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合は速やかに、当該入所者の御家族、該当の市町村に対して連絡を行うとともに、入所者に対し、緊急の場合は受診・入院等、適切な対応を行います。事業者の過失により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況をくみ取り相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

又、事故の状況および事故の際に採った処置について、記録します。

19 虐待防止措置

当施設は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止責任者を選定しています。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 虐待防止委員会を設置しています。
- (4) 職員に対して、虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受け入れます。
- (6) 成年後見制度の利用支援を行います。

○虐待防止責任者：石川 英俊

20 苦情申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や、疑問、苦情がございましたら、お気軽にご相談ください。責任を持って調査、改善させていただきます。備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

○けしごの里 苦情受付担当者：鳥越 弘暉

○けしごの里 苦情解決責任者：田中 義幸 電話：086-944-1765

○その他申立窓口

・国民健康保険団体連合会(国保連)

住所：岡山市北区桑田町17-5 電話：086-223-8811

・岡山市事業者指導課 電話：086-212-1014 FAX：086-221-3010

・岡山県運営適正化委員会 電話：086-226-9400

21 成年後見制度に関するお問い合わせ

○相談、申立手続きの窓口(申立用紙なども置かれています。)

岡山家庭裁判所 岡山市南方一丁目8-42 電話:086-222-6771

(注釈)家庭裁判所では、電話による音声・ファクスサービスも行っています。

家事案内手続き 電話:086-234-1981(電話・ファクス共通)

・その他の相談窓口

財団法人 リーガルエイド岡山 高齢者・障害者支援センター

岡山市南方一丁目8-29岡山弁護士会館内 電話:086-223-7899

社団法人リーガルサポート岡山県支部(岡山県司法書士会)

岡山市富田町二丁目9-8 電話:086-226-0470

(法律の専門家の方が相談にのってくれます。事前に電話で確認して下さい。)

・岡山市の相談窓口

身寄りが無い等の理由で、申立人がいない場合は、市長が申し立てることもできます。

市長申立てを行った方で、後見人等の報酬の負担が困難な方に対する助成制度があります。

当施設は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

22 当施設ご利用の際に留意いただく事項

お持ち込みの制限	お持ちいただいた物に関しまして生活自立を阻害する、又は介護サービス提供に支障をきたす場合にはお持ち帰りいただきます。
事務所の営業時間	原則として8:30~17:30となっております。 お支払い等もその時間内で宜しくお願いいたします。
来訪・面会	面会時間 : 9:00~20:00
	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度、面会簿に御記入ください。来訪者が宿泊される場合には、必ず事前に許可を得てください。17:30に正面玄関を施錠し、20:00にエレベーターを停止させていただきます。緊急の場合等により、面会時間外で来訪された場合にはインターホンにてお知らせください。
外出・外泊	「外出・外泊届け」により、外出・外泊は可能です。その際には必ず当施設看護師に事前にご連絡ください。また、御都合により、外出時間、帰所時間を変更される場合は必ず、ご連絡ください。お食事についてのご連絡は以下の時間までをお願いいたします。 ○朝食の変更:前日の17:00まで ○昼食の変更:当日の10:30まで ○夕食の変更:当日の16:00まで 外出・外泊時の食事変更の連絡が間に合わなかった場合、ご利用者様負担とさせていただきます。
	外泊につきましては、1ヶ月7泊8日までとさせていただきます。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や施設、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。

飲 酒	職員との合議にて決定いたします。
迷惑行為	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。PM 9:00以降はテレビやラジオを使用の際にはボリュームを下げていただくか、イヤホンをしていただきますよう宜しくお願いいたします。また、むやみに他の入所者の居室等に入らないでください。
所持品の管理	職員との合議にて決定いたします。
現金等の管理	職員との合議にて決定いたします。
宗教活動 政治活動	施設内での他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
入院時における 契約終了	入所者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後3ヶ月経過時点で契約を終了させていただきます。ただし、医療機関の医師が3ヶ月以内の退院が難しいと判断された場合には、ご家族との話し合いにより契約終了を早めることもあります。また、入院中の空きベットについては、ご家族の了解をいただいた上で短期入所生活介護の空きベットとして利用させていただく場合もあります。
	入院時のお願い 入院先の医師の情報を教えて頂くとともに入院後の方針について決定するために近日中に話し合いの場を持たせていただきます。

その他(注意事項)

身元保証人をお願いしたい事項

- ①御家族にお変わりがあったときには御連絡ください。(特に身元保証人や主にお世話されている方が変わった時はお知らせください)
- ②体調不良等により受診し、入院が必要であると医師より判断された場合には駆けつけていただきます。また、入院中の経過について随時御連絡をいただきたいと思えます。
- ③必ず連絡が取れるようにしておいてください。
- ④持ち込まれるものに関しましては名前をご記入ください。
- ⑤衣替えの季節には積極的に衣類の入れ替えを行ってください。

※施設利用契約書における、施設利用の際の留意事項を含む。

散髪料金表

◇髪の下(月曜日)

(セットメニュー)

- ・ カット + シャンプー + 顔剃り 3000円
- ・ パーマセット(カット、シャンプー、顔剃り込) 8000円
- ・ カラーセット(カット、シャンプー、顔剃り込) 7000円

(単品)

- ・ パーマ(シャンプー、ブロー込) 5500円
- ・ カラー(シャンプー、ブロー込) 4500円
- ・ カット 2500円

◇ヘアークリエイイト(水曜日)

(セットメニュー)

- ・ カット + シャンプー + 顔剃り 3000円
- ・ パーマセット(カット、シャンプー、顔剃り込) 8000円
- ・ カラーセット(カット、シャンプー、顔剃り込) 7000円

(単品)

- ・ パーマ(シャンプー、ブロー込) 5500円
- ・ カラー(シャンプー、ブロー込) 4500円
- ・ カット 2500円
- ・ シャンプー 1500円
- ・ 顔剃り 500円

※ 寝たままカットの場合は別途700円がかかります。

※ 顔剃りは女性のみ

◇ヨシダ(金曜日)

(セットメニュー)

- ・ カット + シャンプー + 顔剃り 3000円

(単品)

- ・ カット 2500円
- ・ シャンプー 1500円

重要事項説明書

(特別養護老人ホームけしごの里 (予防)短期入所生活介護)

短期入所生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第37条に基づいて、当事業所が利用される方に説明すべき事項は次のとおりです。

1 重要事項説明書の適用期間

1) 本重要事項説明書は、利用者が介護老人福祉施設入所利用同意書を当施設に提出した時から退所まで効力を有し、身元保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2) 利用者は、前述に定める事項の他、重要事項の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出を持って、繰り返し当施設を利用することが出来るものとする。

2 利用対象者

介護保険の要介護認定にて、要支援1以上と認定された方。

3 利用者からの解除

利用者及び身元保証人双方が当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本重要事項説明書に基づく入所者利用を解除・終了することが出来ます。なお、この場合利用者及び身元保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

4 当施設からの解除

当施設は、利用者及び身元保証人に対し、次に掲げる場合には、本重要事項説明書に基づく入所利用を解除、終了することが出来ます。

① 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合。

② 利用者が、当施設、当施設職員または他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為(特に他利用者に対し暴力・暴言があり、心身を著しく傷つける行為)を行った場合。

③ 利用者及び身元保証人が、本重要事項説明書に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。

④ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させる事が出来ない場合。

※上記②の事由に該当し、退所勧告を受けた場合には速やかに施設側の指示に従ってください。

5 事業を経営する者

事業者の名称	社会福祉法人 正和会
事業者の所在地	岡山市中川町211番地3
法人の種類別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 太田 朝子

6 事業を実施する施設

施設の種類別	けしごの里		
施設の種類別	特別養護老人ホーム		
施設の所在地	岡山市東区中川町211番地3		
施設長名	竹内 浩		
介護保険指定番号	3370105649		
電話番号	086-944-1765	FAX番号	086-944-2226

7 実施する事業

事業の種類		岡山県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人福祉施設	平成15年11月1日	3370105649	50人
居宅	短期入所生活介護	平成15年11月1日	3370105649	4人

8 事業の目的と運営方針

事業の目的	この社会福祉法人は、福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とする。
運営方針	当施設は、短期入所生活介護サービス計画に基づき、要介護状態等にある入所者に対して、可能な限り家庭復帰を念頭において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入所者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的負担の軽減を目指す。

9 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷 地		3,472㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	3,933,83㎡
	利用定員	50人 短期入所4人

(2) 居 室

居室の面積	部屋数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	4部屋	61.52㎡	15.38㎡

(3) 主な設備

主 な 設 備	数	面 積	主 な 設 備	数	面 積
共同生活室	6	829.31㎡	4F洗濯室	1	15.405㎡
準公共的空間 (セミパブリックゾーン)	2	70.964㎡	理容室	1	12.150㎡
公共的空間 (地域交流スペース)	1	407.800㎡	相談室	1	11.875㎡
浴 室	2	95.79㎡	事務所	1	43.463㎡
便 所	20	78.004㎡	ケアステーション	2	37.094㎡
医務室・看護師室	1	14.985㎡	宿直室	1	14.250㎡

※洗面台は各個室内に整備されている。

10 職員の体制

従業員の職種	員数	区 分				の常勤換算後	定事業者の指	保有資格
		常 勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1	1				1	1	施設長資格
介護支援専門員	1	1				1	1	介護支援専門員
生活相談員	1	1				1	1	社会福祉主事
機能訓練指導員	1	1				1	1	正看護師
介護職員	24	24				24	18	介護福祉士他
看護職員	3	3				3	3	正看護師他
医師	1				1			医師
栄養士	1	1				1	1	管理栄養士
事務員	1	1				1		
調理員								外部委託

※専従の介護支援専門員以外の介護支援専門員は、看護職員・介護職員を兼務する。

職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	業務内容
施設長	8:30 ~ 17:30	施設職員の管理、業務の実地状況の把握その他の管理を一元的に行う
介護支援専門員	8:30 ~ 17:30	施設サービス計画の作成を行う
生活相談員	8:30 ~ 17:30	入居者またはその家族からの相談に応じ、入所者の自立支援を行う
機能訓練指導員	9:00 ~ 18:00	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う
介護職員	早出 6:30 ~ 15:30 日勤 9:00 ~ 18:00 遅出 11:30 ~ 20:30 準夜 15:00 ~ 24:00 深夜 24:00 ~ 9:00 夜間は、職員3名で介護にあたります。	入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助を行う
看護職員	早出 7:30 ~ 16:30 日勤 9:00 ~ 18:00	入所者の健康状態の把握と、医師の指示に基づき看護業務を行う
医師	週1日以上	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う
管理栄養士	日勤 8:30 ~ 17:30	食事の献立作業、栄養計算、入居者に対する栄養指導、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う

11 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<p>栄養士の立てる献立表により、栄養と入所者の身体状況に配慮した食事を提供します。</p> <p>食事はできるだけ離床して食堂で取っていただけるように配慮します。</p>
	朝食 8:00 ~ 9:30
	(食事時間) 昼食 12:00 ~ 13:30
	夕食 18:00 ~ 19:30
排 泄	<p>入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</p>
入 浴	<p>一般浴、特殊入浴ともに日曜日を除く週2回以上行い、体調不良等にて入浴できない方には、清拭を行います。</p>
離床・整容	<p>寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</p> <p>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</p>
シーツ交換	<p>シーツ交換は週1回以上行います。</p>
洗 濯	<p>衣類の洗濯は施設負担で行います。ただし、特殊な洗濯物(ドライクリーニング等)については外部に依頼し、実費をいただきます。</p> <p>※1週間以内の御利用の場合には御家族に洗濯をお願いいたします。</p>
健康管理	<p>嘱託医により、週1回以上診察日を設けて健康管理に努めます。</p> <p>また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力病院等に責任を持って引き継ぎます。(※状況により、協力病院でない医療機関に引き継ぐ場合がございます。)薬の管理は看護師が行います。</p>
	<p>入所者が外部の医療機関に通院する場合は、緊急の場合等、特別な場合を除いて、原則として月1回まで付き添いをさせていただきます。それを超える場合には御家族に付き添いをお願いいたします。</p>
	<p>協力病院名:岡山西大寺病院 〒704-8194 岡山県岡山市東区金岡東町1丁目1-70 TEL:086-943-2211</p>
	<p>診療科:総合診療科、内科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、歯科、循環器科、皮膚科、呼吸器科、外科、リウマチ内科、乳腺科、形成外科、スポーツ整形、神経内科、眼科、泌尿器科、腎・糖内科</p>
	<p>当施設の嘱託医:小林 敬子 (内科) 診察日時:毎週水曜日</p>
	<p>協力歯科名:医療法人 津谷歯科医院 〒703-8261 岡山県岡山市中区海吉1807-14 TEL:086-276-4911</p>
<p>協力歯科名:林病院歯科 〒704-8191 岡山県岡山市東区西大寺中野498-1 TEL:086-944-1381</p>	

相談及び援助	当施設は、入所者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。
	相談窓口(生活相談員)：鳥越 弘暉
金銭管理	<p>①小口現金の管理 医療費や小さな買い物・行事での支出等の為に、希望される利用者様より小口現金を預かり、管理させていただきます。</p> <p>②通帳・印鑑管理サービス(希望の場合のみ) 御本人・御家族の方が希望される場合に限り、通帳・印鑑管理サービスを行います。</p> <p>～詳細内容～</p> <p>i)通帳・印鑑の管理方法 通帳・印鑑の管理を行い、本人様と複数の職員により、確認の上で、通帳からの出し入れを行います。</p> <p>ii)お預かりすることが出来るもの 施設指定の預金通帳と通帳印</p> <p>iii)保管場所 通帳は事務所金庫・キャビネット内 印鑑は施設長管理</p> <p>iv)保管管理者 施設長が責任を持って管理いたします。</p>

(2) 上記介護保険サービスの自己負担額

1) 介護給付サービスによる料金

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費 (一日につき)	523 単位	649 単位	696 単位	764 単位	838 単位	908 単位	976 単位

※上記に、下記①～⑤までが加算されます。(要支援1,2には①は含まれません)

- ① 夜勤職員配置加算(Ⅱ)(18単位):
厚生労働省が定める基準の人数を上回る夜勤職員を配置しています。
(※予防短期は加算対象外です。)
- ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(18単位):
配置している介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上です。
- ③ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(合計単位数の8.3%):
介護職員の処遇改善計画を策定しています。
- ④ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(合計単位数の2.7%):
経験・技能のある介護職員等の処遇改善の計画を策定しています。
- ⑤ 介護職員等ベースアップ等支援加算(合計単位数の1.6%):
介護職員等の処遇改善計画を策定しています。

※ 介護サービス利用時の区分支給限度基準額

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
区分支給限度基準額 (月額)	5,032 単位	10,531 単位	16,767 単位	19,705 単位	27,048 単位	30,938 単位	36,217 単位

※長期間の利用者(自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者)については基本報酬の評価を適正化するため、30日を超えて利用になると、30単位/日減算とする。

2) その他介護給付サービス加算

療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合	8単位/回
送迎加算	入退所時の送迎に片道につき加算されます。	184単位 (片道)
緊急短期入所受入加算	緊急短期入所を受け入れ時に7日間を限度とし最長14日間算定します。	90単位

※通常の事業の実施地域：岡山市内・瀬戸内市内(長船町、邑久町、牛窓町)・瀬戸町内・山陽町内

※通常の事業の実施地域を越える場合、実費を実施区域外送迎費用として別途負担していただきます。

※1単位=10.17円

(但し、利用者負担分は介護保険の適用により1割負担、2割負担又は3割負担になります。)

※おしめ代については、介護保険給付サービスの中に含まれております。

ただし、当施設指定のものに限ります。

3) その他の介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食事の提供に要する費用	1日 1,445円	1日 1300円	1日 1000円	1日 600円	1日 300円

食費/1日 ・朝食 300円 ・昼食 600円(※1) ・夕食 545円となります。

※1 昼食代にはおやつ代も含まれております。

※個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

○利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)の御負担となります。

②居住(滞在に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費))

1日当たりの利用料(居住費)

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
居住(滞在)に要する費用	1日 2,006円	1日 1,310円	1日 1,310円	1日 820円	1日 820円

○この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)を、御負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日当たり)の御負担となります。

(4) 介護保険給付以外のサービス(法定外給付サービス)

サービスの種類	内 容	
理美容サービス	毎週3回(月・水・金)それぞれ異なる外部業者による理髪サービスを利用いただけます。(2日前までに予約が必要です。)	別紙参照
日常生活品・嗜好品の購入代行	衣類、スリッパ、等ご希望があれば日用品の購入代行をさせていただきます。	購入代金実費
クラブ活動	習字クラブ(無料、1回/月) 体操クラブ(無料、1回/月) 園芸クラブ(無料、1~2回/月) 図書クラブ(無料、1回/月) 生花クラブ(1回1,300円、1回/月)	左記
持込み電化製品	届け出により持ち込んでいただくことが可能です。 1)電化製品(TVや電気毛布等)は1日50円 2)3つ以上の持ち込みでも負担の上限額は150円です。 ※但し、冷蔵庫を持ち込まれる場合には留意事項への同意をいただきます。	
通院・入院及び予防接種	当施設の医師による健康管理や栄養指導は、介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては、他の医療機関への入退院により対応し、医療保険適用により、別途自己負担をしていただきます。 インフルエンザ等の予防接種	実 費

12 利用料について

介護保険給付サービスによるあなたの自己負担分は

1日 約 _____ 円 程度です。

介護保険給付外サービスによるあなたの自己負担は

内訳 食費 約 _____ 円

居住費 約 _____ 円 程度です。

その他 約 _____ 円 程度です。

利用料金として必要な額は、

1日 約 _____ 円となります。

※ 利用料金のお支払い方法

利用料金のお支払い方法は、下記の方法から、選択することができます。

- 1 当施設の窓口にて直接現金でお支払いする。
- 2 指定の口座より引き落とし。(口座振替手数料110円)

※20日以降にお申し込みいただいた場合には当月の料金は振り替えられませんので窓口にてお支払いお願いいたします。

※ ご利用料金のお支払い時期

1の場合のお支払い時期: 当月ご利用いただいた料金は、末日締めとし、翌月10日までに請求書を窓口にて用意、又は送付させていただきますので、請求書が届いた月の月末までにお支払い下さい。

2の場合のお支払い時期: 当月ご利用いただいた料金は、末日締めとし、翌月10日までに請求書を窓口にて用意、又は送付させていただきます。請求書が届いた月の27日が振替日となりますので、26日までに、通帳の残金を御確認ください。

13 記録

- 1) 当施設は、利用者の介護福祉施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2) 当施設は、利用者が前述の記録の閲覧、謄写を求めた場合には原則として、これに応じます。但し、身元保証人、その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

14 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合は、施設長が判断し、利用者又は身元保証人に説明し、同意を得た上で身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

15 秘密の保持

1) 当施設とその職員は、業務上知り得た、利用者又は身元保証人もしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元保証人から予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なおこの場合、利用者個別を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

16 緊急時の対応

1) 施設は、利用者に対し、当施設における施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

2) 前項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

17 非常災害時の対応

災害時の対応	別途定める「特別養護老人ホームけしごの里防災計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	日立養力センターと協力体制を取り、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練	別途定める「特別養護老人ホームけしごの里防災計画」にのっとり年2回以上の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	非常階段	2ヶ所	誘導灯	31ヶ所
	自動火災報知器	あり	非常通知装置	あり
	屋内消火栓	あり	自家発電器	あり
	漏電火災報知器	あり		
	カーテン等は、防災加工のを施したものを使用しています。			
防火計画等	消防署への提出日 平成27年2月2日			
	防火管理者 : 田中 義幸			

18 事故発生の防止、事故発生時の対応

当施設は、事故発生の防止及び発生時対応の指針に則って、1回/月、事故対策防止委員会を行い、事故内容の把握や防止策について検討し、2回/年、全職員に対して研修を行います。万が一、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合は速やかに、当該入所者の御家族、該当の市町村に対して連絡を行うとともに、入所者に対し、緊急の場合は受診・入院等、適切な対応を行います。事業者の過失により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況をくみ取り相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

又、事故の状況および事故の際に採った処置について、記録します。

19 虐待防止措置

当施設は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止責任者を選定しています。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 虐待防止委員会を設置しています。
- (4) 職員に対して、虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受け入れます。
- (6) 成年後見制度の利用支援を行います。

○虐待防止責任者：石川 英俊

20 苦情申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や、疑問、苦情がございましたら、お気軽にご相談ください。責任を持って調査、改善させていただきます。備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。

○けしごの里 苦情受付担当者：鳥越 弘暉

○けしごの里 苦情解決責任者：田中 義幸 電話：086-944-1765

○その他申立窓口

・国民健康保険団体連合会(国保連)

住所：岡山市北区桑田町17-5 電話：086-223-8811

・岡山市事業者指導課 電話：086-212-1014 FAX：086-221-3010

・岡山県運営適正化委員会 電話：086-226-9400

21 成年後見制度に関するお問い合わせ

○相談、申立手続きの窓口(申立用紙なども置かれています。)

岡山家庭裁判所 岡山市南方一丁目8-42 電話：086-222-6771

(注釈)家庭裁判所では、電話による音声・ファクスサービスも行っています。

家事案内手続き 電話：086-234-1981(電話・ファクス共通)

・その他の相談窓口

財団法人 リーガルエイド岡山 高齢者・障害者支援センター

岡山市南方一丁目8-29岡山弁護士会館内 電話：086-223-7899

社団法人リーガルサポート岡山県支部(岡山県司法書士会)

岡山市富田町二丁目9-8 電話：086-226-0470

(法律の専門家の方が相談にのってくれます。事前に電話で確認して下さい。)

・岡山市の相談窓口

身寄りが無い等の理由で、申立人がいない場合は、市長が申し立てることもできます。

市長申立てを行った方で、後見人等の報酬の負担が困難な方に対する助成制度があります。

当施設は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

22 当施設ご利用の際に留意いただく事項

	面会時間 : 9:00~20:00
来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度、面会簿に御記入ください。来訪者が宿泊される場合には、必ず事前に許可を得てください。17:30に正面玄関を施錠し、20:00にエレベーターを停止させていただきます。緊急の場合等により、面会時間外で来訪された場合にはインターホンにてお知らせください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や施設、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
飲酒	職員との合議にて決定いたします。
迷惑行為	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。PM9:00以降はテレビやラジオを使用の際にはボリュームを下げていただくか、イヤホンをしていただきますよう宜しくお願いいたします。また、むやみに他の入所者の居室等に入らないでください。
所持品の管理	職員との合議にて決定いたします。
現金等の管理	職員との合議にて決定いたします。
宗教活動 政治活動	施設内での他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

その他(注意事項)

身元保証人(御家族)にお願いしたい事項

- ①体調不良等により受診し、入院が必要であると医師より判断された場合には駆けつけていただきます。また、入院中の経過について随時御連絡をいただきたいと思っております。
- ②必ず連絡が取れるようにしておいていただきたいと思っております。
- ③ご家族にお変わりがあった時にはご連絡ください。(特に身元保証人や主介護者が変わった時には、お知らせください。)
- ④持ち込まれるものに関しましては名前をご記入ください。

※施設利用契約書における、施設利用の際の留意事項を含む。

散髪料金表

◇髪の下(月曜日)

(セットメニュー)

- ・ カット + シャンプー + 顔剃り 3000円
- ・ パーマセット(カット、シャンプー、顔剃り込) 8000円
- ・ カラーセット(カット、シャンプー、顔剃り込) 7000円

(単品)

- ・ パーマ(シャンプー、ブロー込) 5500円
- ・ カラー(シャンプー、ブロー込) 4500円
- ・ カット 2500円

◇ヘアークリエイト(水曜日)

(セットメニュー)

- ・ カット + シャンプー + 顔剃り 3000円
- ・ パーマセット(カット、シャンプー、顔剃り込) 8000円
- ・ カラーセット(カット、シャンプー、顔剃り込) 7000円

(単品)

- ・ パーマ(シャンプー、ブロー込) 5500円
- ・ カラー(シャンプー、ブロー込) 4500円
- ・ カット 2500円
- ・ シャンプー 1500円
- ・ 顔剃り 500円

※寝たままカットの場合は別途700円がかかります。

※顔剃りは女性のみ

◇ヨシダ(金曜日)

(セットメニュー)

- ・ カット + シャンプー + 顔剃り 3000円

(単品)

- ・ カット 2500円
- ・ シャンプー 1500円